

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月22日

横浜市契約事務受任者

道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

オルトステーションデッキエレベーター1号機3階乗場ボタン修繕

2 履行（納品）場所

神奈川区新子安一丁目2番地先

3 契約日

令和8年6月2日

4 履行日又は履行期間

令和8年7月31日

5 契約金額

18,700円（うち消費税及び地方消費税相当額1,700円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区高島一丁目1番2号

株式会社 日立ビルシステム 横浜支社

支社長 栗木 章広

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年6月2日にオルトステーションデッキエレベーター1号機の3階乗場ボタンが外力の影響で破損しました。利用者の利便性を損なっていることに加えて、機器内に指先を入れられたり、雨水が浸水したりするおそれがあるので、緊急契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの点検保守会社である株式会社日立ビルシステム以外では乗場ボタンの修繕が不可能であるため。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課